

2025 年 6 月 4 日

徳島大学

歯学部長 馬場 麻人 殿

公益財団法人大学基準協会

会長 高橋 裕子

異 議 申 立 に 対 す る 審 査 結 果

標記について、貴大学からの異議申立に対して、異議申立審査に関する規程第 11 条に基づき審査した結果、本協会の歯学教育評価に関する基準に適合していないとの判定に対する異議申立については、その基礎となる事実には誤りはなく、棄却が相当であり、歯学教育評価に関する基準に適合していないとの判定は相当である。

理 由

1 事実

異議申立趣意書（2025 年 3 月 28 日付）の提出を受け、同年 4 月 21 日に異議申立審査会を開催し、慎重に審査を行った。

異議申立審査会の審査により作成された審査結果を踏まえ、同年 5 月 29 日開催の本協会理事会において審議を行い、今回の棄却を決定した。

2 異議申立の趣旨及び主張要旨

このたびの異議申立の趣旨は、本協会の「歯学教育に関する基準に適合していない」との判定を取り消し、本協会の「歯学教育に関する基準に適合している」との認定を求めるものである。

本協会の「歯学教育に関する基準に適合していない」との判定は、「大学設置基準上必要となる専任教員数を 9 名、教授数を 5 名満たしていないことから、早急な是正が必要である（評価の視点 4-2）」という法令違反に対する是正勧告に基づき、その状況を総合的に判断した結果、歯学教育（学士課程）としての質に重大な問題が認められたためである。

上記の判定に対して、当該大学より以下のとおり 1 点の異議申立があった。

大学設置基準で必要とされる専任教員数に対し、不足していた教員 9 名のうち、教授 5 名については、2025 年 3 月 1 日に 1 名が着任し（根拠資料 1）、同年 4 月 1 日に

3名の着任が決定している（根拠資料2）。また、残る教授1名についても、選考を順調に進めており、現在教授2名の公募を実施中であり、2025年10月1日に着任予定である（根拠資料3）。さらに、准教授以下の教員については、2025年4月1日に学部所属で3名、病院所属で3名が着任予定であり、加えて助教2名についても公募を進めている。

また、2025年4月1日からの基幹教員制度への移行に伴い、病院所属の専任教員を歯学科の基幹教員とする手続きを、2025年3月13日の教授会で完了した。これにより、現在、教育教授2名を配置していることも含め、2025年4月1日時点で教員数は101名（うち教授17名・教育教授2名）となり、大学設置基準上必要な専任教員数を上回っており、歯学教育に関する基準のその他各項目における概評及び提言を鑑みると、専任教員が十分な対応を行っており、教育の質に重大な問題を及ぼしているとの判定は事実誤認であると考ええる。よって、歯学教育に関する基準に適合しているとの判定を求める（根拠資料4、5）（異議申立理由書・異議No.1）。

3 異議申立理由に対する判断

本協会の「歯学教育に関する基準に適合していない」との判定に関しては、歯学教育評価分科会、歯学教育評価委員会及び理事会が、分野別評価に関する規程等に定められた適正なプロセスによる評価を行い下されたものと認められる。

異議に関して、当該大学からは、昇任手続の実施及び基幹教員制への移行に伴い、2025年4月1日時点において、歯学部歯学科が、大学設置基準上の必要教員数75名を上回る基幹教員101名を有するほか、教授数についても18名必要なところ17名（2名の教育教授は、当該大学の規則によると准教授・講師に付与する称号であるため教授としては算入できない）を有するまで改善が進んでいることが申し立てられている（ただし、依然として教授1名が不足し設置基準を満たしていない状態にある）。

しかしながら、この度申し立てられた異議の根拠資料のうち、是正勧告に直接関係する昇任手続の実施及び基幹教員制への移行に係るものは、いずれも以下の理由により評価結果に反映できるものではない。「評価結果（委員会案）」受領後の手続について（歯学教育評価）において、専任教員等の配置に係る評価結果に反映可能な根拠資料の提出は2025年2月10日（月）正午までと定めてあるにもかかわらず、この度の異議申立として提出された根拠資料で「着任の事実」等が確認できる日付は、その定めた期日より後となっている。したがって、異議として申し立てられた内容は、今回の評価結果に反映が可能な事実の範囲外である。

評価結果に反映できる事実の範囲内では、評価結果における是正勧告のとおり大学設置基準上必要となる専任教員数及び教授数が不足しており、これが著しい法令違反であることも勘案し、本協会がこの状況を総合的に判断して「歯学教育に関する基準に適合していない」との判定を下したことに事実誤認はないと判断される。

以上より当該評価は、適正なプロセスを経ており、その判定の基礎となる根拠資料の取り扱いに瑕疵はなく、事実を誤認したとの結論には至らないことから、本件にかかる異議は認められない。

以 上